

転出にかかる来庁不要な手続き

項目	手続き	窓口以外の手続き方法	ただしこの場合は来庁を
住民基本台帳	転出届	マイナポータル (国外転出、転出日から14日を超えた手続きは不可) 郵送	
国民健康保険	脱退手続き 資格確認書の返却	郵送	転出先が施設等の場合 修学のための転出の場合
後期高齢者医療保険	資格確認書の返却	郵送	転出先が施設等の場合
国民年金	手続き不要		国外転出
児童手当	受給事由消滅届	電子申請	
医療助成	受給資格喪失 医療証の返還	電子申請・郵送	重度障害者医療の場合
要介護・要支援認定の引継ぎ	受給資格証明書の発行	電子申請 (転出先でマイナンバーを提示して手続きする場合は不要)	
小・中学校	転退学通知書	学校での手続き (市役所では手続き不要)	
保育園等	退園等の手続き	通園先と市に相談のうえ、次の手続きが必要 ●認定こども園)…在園している施設に報告 ●小規模保育施設 ●保育園…退所届を市に郵送	
市民税の納付	手続き不要		国外転出の際、納税管理人の選定が必要な場合があります。
各種受給者証等 (介護保険負担割合証・ 介護保険負担限度額認定証・ 障害福祉サービスに係る受給者証等)	証の返還	郵送	
自立支援医療受給者証	転出元での手続きは不要		
身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳 療育手帳(大阪府内へ転出の場合)	転出元での手続きは不要		転出先が施設等の場合

その他、来庁が必要な場合もあります。